

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令 読替表
改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号）第二十七条の規定による読替後の学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第六条及び第七条

（網掛部分は読替部分、波線部分は当然読替部分）

改正後の読替後の規定	改正後の読替前の規定	改正前の読替後の規定	改正前の読替前の規定
（検査の項目） 第六条 満三歳以上の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下「園児」という。）に係る法第十三条第一項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。また、満三歳未満の園児については、これに準ずるものとする。 一 身長及び体重 二 栄養状態 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態 四 視力及び聴力 五 眼の疾病及び異常の有無 六 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 八 （準用せず） 九 心臓の疾病及び異常の有無 十 尿	（検査の項目） 第六条 法第十三条第一項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。 一 身長及び体重 二 栄養状態 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態 四 視力及び聴力 五 眼の疾病及び異常の有無 六 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 八 結核の有無 九 心臓の疾病及び異常の有無 十 尿	（検査の項目） 第六条 法第十三条第一項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。 一 身長及び体重 二 栄養状態 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態 四 視力及び聴力 五 眼の疾病及び異常の有無 六 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 八 （準用せず） 九 心臓の疾病及び異常の有無 十 尿	（検査の項目） 第六条 法第十三条第一項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。 一 身長及び体重 二 栄養状態 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態 四 視力及び聴力 五 眼の疾病及び異常の有無 六 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 八 結核の有無 九 心臓の疾病及び異常の有無 十 尿

十一 その他の疾病及び異常の有無 2 (読替せず) 3・4 (略) （方法及び技術的基準） 第七条 満三歳以上の園児に係る 法第十三条第一項の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第九項までに定めるもののほか、第三条の規定（同条第十号中知能に関する部分を除く。）を準用する。この場合において、同条第四号中「検査する。」とあるのは「検査する。ただし、眼鏡を使用している者の裸眼視力の検査はこれを除くことができる。」と読み替えるものとする。また、満三歳未満の園児については、これに準ずるものとする。 2 ～ 8 (略)	十一 その他の疾病及び異常の有無 2 前項各号に掲げるもののほか、胸囲及び肺活量、背筋力、握力等の機能を、検査の項目に加えることができる。 3・4 (略) （方法及び技術的基準） 第七条 法第十三条第一項の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第九項までに定めるもののほか、第三条の規定（同条第十号中知能に関する部分を除く。）を準用する。この場合において、同条第四号中「検査する。」とあるのは「検査する。ただし、眼鏡を使用している者の裸眼視力の検査はこれを除くことができる。」と読み替えるものとする。 2 ～ 8 (略)	十一 その他の疾病及び異常の有無 2 (読替せず) 3・4 (略) （方法及び技術的基準） 第七条 満三歳以上の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下「園児」という。）に係る法第十三条第一項の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第九項までに定めるもののほか、第三条の規定（同条第十号中知能に関する部分を除く。）を準用する。この場合において、同条第四号中「検査する。」とあるのは「検査する。ただし、眼鏡を使用している者の裸眼視力の検査はこれを除くことができる。」と読み替えるものとする。また、満三歳未満の園児については、これに準ずるものとする。 2 ～ 8 (略)	十一 その他の疾病及び異常の有無 2 前項各号に掲げるもののほか、胸囲及び肺活量、背筋力、握力等の機能を、検査の項目に加えることができる。 3・4 (略) （方法及び技術的基準） 第七条 法第十三条第一項の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第九項までに定めるもののほか、第三条の規定（同条第十号中知能に関する部分を除く。）を準用する。この場合において、同条第四号中「検査する。」とあるのは「検査する。ただし、眼鏡を使用している者の裸眼視力の検査はこれを除くことができる。」と読み替えるものとする。 2 ～ 8 (略)
--	---	--	---